

「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について

1. 趣旨

本県では、県民が実感できる持続的な経済成長を実現し、県内企業の受注機会の確保や雇用を維持するため、「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を策定し、入札等に係る関係法令等（WTO政府調達協定を含む）を遵守しつつ、県の全ての機関による「公共工事関係」、「情報システム調達関係」、「物品調達関係」、「その他の分野」における県内企業への発注・調達率の向上を推進する。

2. 目標

県内企業への発注率（件数・金額）	90%以上	} を目指す。
県内に本店を有する事業者への発注率（件数）	80%以上	

※WTO案件を除く

3. 各分野における実施指針

分 野 (主務部局)	対 象 範 囲	取 扱 要 領
(1) 公 共 工事関係 (県土整備部)	県が発注する建設工事に係る契約（建設工事に関する設計、測量及び調査等を含む）	① 「一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿」の登録業者から選定することとし、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、原則として県内企業を選定する。 なお、大型工事における特定建設工事共同企業体にあつては、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、代表構成員または構成員として、原則として県内企業を選定する。 ② 効率的な執行が可能なものについては、分離・分割した発注を行う。 ③ 県工事受注業者に対し、下請業者選定にあたっては、県内企業を優先的に選定するよう要請する。また、工事用資材については、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内産資材を使用することとし、資材調達についても県内企業から優先して調達する。 【※県内企業の定義： 県内に本店を有する事業者】

(2) 情報システム調達関係 (企画総務部)	県が、発注する情報システムの運用、ターミナル、コンピュータ、ソフトウェアの調達に、関係する（コンピュータ、ソフトウェアの開発、メンテナンス）の調達に係る契約	① 県内企業のみでは対応できない場合、または県内企業を除き、原則として県内企業を選定する。 ② オープンソースソフトウェアの活用を基盤とした小口分散発注の推進を図る。 【※県内企業の定義： 県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】 但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する事業者 1 県内に本店及び営業所等を有する事業者 2 県内に支店及び営業所等を有する事業者 3 県内に支店及び営業所等を有する事業者
(3) 物品調達関係 (企画総務部)	徳島県特別会計の物品調達に、関係する契約	① 「物品の購入等」の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格者名簿の登録業者から選定する場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。 【※県内企業の定義： 県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】 但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する事業者 1 県内に本店及び営業所等を有する事業者 2 県内に支店及び営業所等を有する事業者 3 県内に支店及び営業所等を有する事業者
(4) その他の分野 (経済産業部)	公共工事関係、情報システム調達関係以外の調達に係る契約	① 県内企業のみでは競争性が確保できない場合、または県内企業を除き、原則として県内企業を選定する。 ② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画・デザイン等と併せて印刷を発注する場合、可能な範囲で分離発注することにより、県内企業の受注の確保に努める。 ③ 保守・リース契約などで毎年継続的に発注しているものについては、契約更新の際に原則として県内企業を選定するものとする。また、OA機器等については、県内企業で対応できる場合は、可能な限り県内企業を選定する。 【※県内企業の定義： 県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】 但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する事業者 1 県内に本店及び営業所等を有する事業者 2 県内に支店及び営業所等を有する事業者 3 県内に支店及び営業所等を有する事業者

4. 実施期間

当該実施指針に基づく、「県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用」については、実施期間は令和９年度までとする。
(令和６年４月から令和１０年３月末までの間に発注するものを対象とする。)

5. フォローアップ等

(1) 県外企業を選定した契約内容等の公表

- ① 県が発注する各分野における契約のうち、徳島県契約事務規則第３０条の２で定める金額を超え、県外企業（公共工事関係については、県内に本店を有する事業者以外の事業者、公共工事関係以外の分野については、県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者以外の事業者）と随意契約により締結した契約については、原則として、各契約ごとに、契約内容、契約年月日、契約金額、県外企業を選定した理由を公表することとする。
- ② 上記①の公表については、各契約事務担当課において、別添様式により公表内容を作成し、各部局主管課において取りまとめ、四半期ごとの実績を県のホームページに掲載することとする。

(2) 各分野ごとの検証

各分野ごとの実施状況については、各年度ごとに、主務部局において取りまとめ、目標を踏まえた検証を行うこととする。

(3) 全体の検証、評価

全体の実施状況については、各分野ごとに検証結果をもとに、別に定める「県内企業優先発注等の実施等に関する連絡会議」において、検証、評価を行い、その結果を公表することにより、実効性を高めていくこととする。

【(参考) 徳島県契約事務規則】

(随意契約によることができる予定価格の額)

第３０条の２

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の規則で定める額は、別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。

契約の種類	額
工事又は製造の請負	２５０万円
財産の買入れ	１６０万円
物件の借入れ	８０万円
財産の売払い	５０万円
物件の貸付け	３０万円
前各号に掲げるもの以外のもの	１００万円

県外企業を選定した契約内容等

(別添)

(部局名:)

契約内容	契約年月日	契約金額(円)	県外企業を選定した理由	契約事務担当課
記 載 例				〇〇〇〇部
【契約名称】〇〇〇部改良事業(調査委託)				
【契約内容】〇〇〇〇線〇〇〇〇観測 12ヶ月 〇〇点検・踏査 12回	令和 年 月 日	2,000,000	本業務は、平成〇〇年の〇〇〇〇により〇〇〇が発生した箇所 の一般通行の安全確保のため、観測、現場点検を行うものである。 選定業者は、本箇所の〇〇システムの設置、観測を行い、現場に 精通していることから緊急時に最も早く対応ができ、また、高い技 術力を有することから契約を行ったものである。 (上記例を参考に、5行～10行程度で説明してください)	〇〇〇〇課 〇〇担当 (電話: - -)
【契約の相手方及び所在地】(株)〇〇〇〇〇四国支店、〇〇県(都道府県名まで)				
【契約名称】				
【契約内容】				〇〇〇〇課 〇〇担当
【契約の相手方及び所在地】				(電話: - -)
【契約名称】				
【契約内容】				〇〇〇〇課 〇〇担当
【契約の相手方及び所在地】				(電話: - -)
【契約名称】				
【契約内容】				〇〇〇〇課 〇〇担当
【契約の相手方及び所在地】				(電話: - -)